(h)　試験手順にかかる少なくとも10分前には排出ガス希釈装置のスイッチを入れるものとする。
(i)　ガス分析計の校正及び連続式分析計のゼロ調整は、7.3.1.4.の手順に従って実施するものとする。
(j)　電子的な積算器を使用する場合は、各試験の開始前にゼロに調整するものとする。

7.3.1.4.　ガス分析計の校正

ガス分析計のレンジを適切に選択するものとする。自動又は手動でのレンジ切替えができるガス分析計が認められている。ＮＲＴＣモード試験中及びディーゼル特殊自動車８モード試験における各モードの終わりのガス状排出物のサンプリング期間中、ガス分析計の測定レンジは切り替えることはできない。また、分析計のアナログアンプのゲインは、試験サイクル中に切り替えることはできない。すべての連続式分析計は、9.5.1.の仕様に適合する国際的にトレース可能なガスを用いてゼロ及びスパンを調整するものとする。ＦＩＤは、炭素量１（Ｃ１）を基準にしてスパンを調整するものとする。

7.3.1.5.　PMフィルタの事前調整及び試験前秤量

ＰＭフィルタの事前調整及び試験前秤量の手順は8.2.3.によるものとする。

7.3.2.　試験後の手順

排出物のサンプリング完了後には、以下の手順に従うこと。

7.3.2.1.　比例したサンプリングの検証

バッグサンプル又はＰＭサンプルなどの比例バッチサンプルは、8.2.1.に基づいて比例したサンプリングが維持されていることを検証するものとする。ディーゼル特殊自動車８モード試験でシングルフィルタ法の場合は、ＰＭの実効重み係数を算出するものとする。なお、8.2.1.の要件を満たしていないサンプルは無効であるものとする。

7.3.2.2.　試験後のＰＭ捕集フィルタのソーク及び秤量

試験に用いたＰＭ捕集フィルタは、周囲の汚染から保護するため、カバー、密閉された容器又はフィルタホルダに入れて閉じるものとする。このように保護したＰＭ捕集フィルタをソークするチャンバ又はソーク室に戻す。その後、8.2.4.に基づき、ＰＭ捕集フィルタのソーク及び秤量を行うものとする。

7.3.2.3.　ガス状成分バッチサンプリングの分析

可能な限り速やかに以下の項目を実施するものとする。
(a)　全てのバッチ式ガス分析計は、試験サイクル完了後30分以内に、ゼロ及びスパンを調整する又は可能であればガス分析計が安定していることを確認するためにソーク期間中にゼロ及びスパン調整をする。
(b)　暖機状態でのＮＲＴＣモード試験サイクル完了後30分以内又はソーク期間中に、通常のガス成分のバッチサンプルを分析するものとする。
(c)　暖機状態でのＮＲＴＣモード試験サイクル完了後60分以内に、バックグラウンドサンプルを分析するものとする。

7.3.2.4.　ドリフトの検証

排出ガスを定量した後に、次のとおりドリフトを検証するものとする。
(a)　バッチ及び連続式ガス分析計については、分析計をゼロガスで安定化した後に、分析計の平均値を記録するものとする。安定させる時間には、分析計からサンプルガスをパージする時間や分析計の応答を考慮に入れた追加時間を含むことができる。
(b)　分析計をスパンガスで安定化した後で分析計の平均値を記録するものとする。安定させる時間には、分析計からサンプルガスをパージする時間や分析計の応答を考慮に入れた追加時間を含むことができる。
(c)　これらのデータを、8.2.2.に定めるドリフトの検証及び補正に使用するものとする。

7.4.　試験エンジンの運転方法

試験サイクルは、別紙１に定めるディーゼル特殊自動車８モード法及びＮＲＴＣモード法が適用される。

7.4.1.　ディーゼル特殊自動車８モード法

ディーゼル特殊自動車８モード法は、それぞれの運転点に回転速度値及びトルク値が１つずつある離散モード（運転点）の表として別紙１に記載されている。なお、ディーゼル特殊自動車８モード法は、エンジン製造者の仕様に基づき、暖機運転されたエンジンで測定するものとする。ディーゼル特殊自動車８モード試験サイクルは、代表的な運転範囲を網羅した８つの回転速度と負荷のモード（各モードにそれぞれの重み係数がある）から成る。ディーゼル特殊自動車８モード試験サイクルの詳細を別紙１に示す。

7.4.2.　ＮＲＴＣモード法

ＮＲＴＣモード法は、正規化された回転速度とトルクの１秒毎のシーケンスとして別紙１に示す。エンジン試験室で試験を実施するため、エンジンマッピング曲線に示される固有の回転速度及びトルクの値に基づき、正規化された値を試験する当該エンジンに相当する基準値に変換するものとする。この変換を逆正規化といい、この結果の試験サイクルは、試験するエンジンの基準ＮＲＴＣモードである（7.7.2.を参照）。正規化されたＮＲＴＣモードのダイナモメータ設定表のグラフを以下に示す。

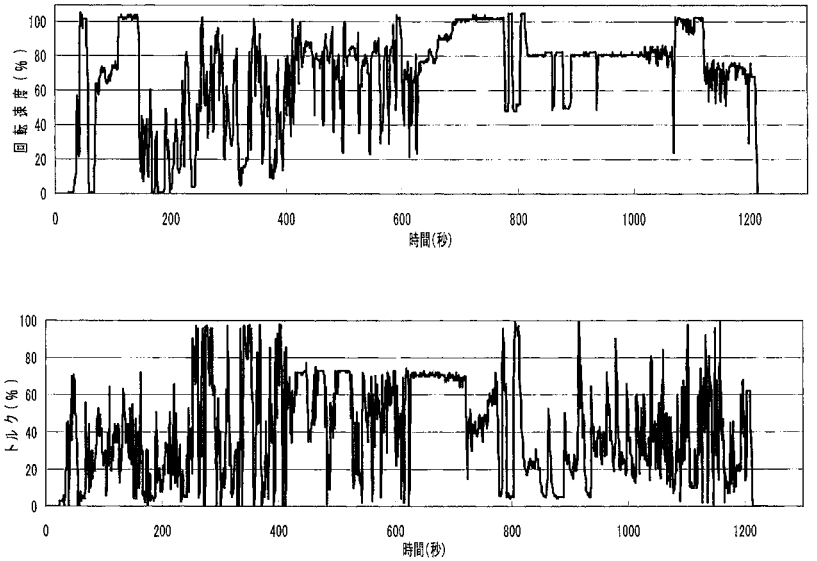


図7.2　正規化されたＮＲＴＣモードのダイナモメータ設定表

ＮＲＴＣモード法は、２回実施するものとする（7.8.2.を参照）。
(a)　エンジン及び排気後処理装置を室温まで自然冷却された後の冷機状態試験、又は強制冷却しエンジン冷却液及び潤滑油の温度、排気後処理装置及び全てのエンジン制御装置が、293Ｋ（20℃）から303Ｋ（30℃）の間で安定した後の冷機状態試験。冷機状態試験の排出物の測定は、冷機状態のエンジンの始動と共に開始するものとする。
(b)　暖機状態からのソーク期間は、冷機状態でのＮＲＴＣモード試験終了後、エンジンを20±１分の間停止させた状態でソークしている間に、エンジンを暖機状態試験用に調整するものとする。
(c)　暖機状態試験は、ソーク期間後直ちにエンジン始動操作を開始した時点から開始するものとする。切り替えの信号のピークを避けるため、ガス分析計は、遅くともソーク期間終了の10秒前までに動作させるものとする。排出物の測定は、エンジン始動操作を開始した時点を含む暖機状態段階と同時に開始するものとする。

ｇ／kWh単位で示される排出率は、冷機状態試験サイクル及び暖機状態試験サイクルの双方とも、本規定の手順を用いて求めるものとする。重み付けし合成した排出率は、冷機状態試験の結果の重みを10%、暖機状態試験の結果の重みを90%として別紙７又は別紙８に規定するとおり算出するものとする。